

[事案 21-42] 高度障害保険金支払請求

- ・平成 21 年 7 月 1 日 裁定申立て
- ・平成 21 年 7 月 28 日 申立不受理決定

< 事案の概要 >

平成 5 年に交通事故で、頸椎損傷により下半身不随、寝たきり状態になり、身体障害者 1 級の認定を受けている。高度障害保険金の支払いを求めて訴訟を起こしたが、敗訴している。他社からは支払われているので、高度障害保険金を支払って欲しい。

< 不受理の理由 >

本件は、申立人が原告となり保険会社を被告として提起した訴訟が、平成 12 年に第一審で請求棄却、同じ年に控訴審で控訴棄却、同 13 年に最高裁で上告不受理決定となり、司法の場で申立人の敗訴判決が確定している。

司法の最終判断が下されている以上、裁定審査会で審理の対象とすることは出来ないため、生命保険相談所規程第 32 条 1 項 (3) にもとづき、申立てを不受理とした。